

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	労働雇用課	整理番号	5-1-1
許認可等の種類	労働金庫の定款の変更の認可			
根拠法令条例等・条項	労働金庫法第31条第1号、労働金庫法施行令第11条第1項第1号、労働金庫法施行規則第153条			
許認可等の概要	定款のうち軽微な変更の認可 (1)公告先の変更 (2)理事又は監事の任期の変更 (3)通常総会の招集時期の変更 (4)総代の任期の変更 (5)通常総代会の招集時期の変更			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	未設定（審査基準が法令の定めに尽くされているもの） [参考] 労働金庫法施行規則第12条第2項 (1)定款の変更 イ 定款の変更が地区の拡張に関するものである場合には、現在の地区及び拡張しようとする地区の経済の事情に照らし、地区の拡張が必要であると認められ、かつ、当該金庫が当該地区において事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。 ロ 定款の変更が地区の縮小に関するものである場合には、縮小しようとする地区における会員その他の顧客に係る取引が他の金融機関へ支障なく引き継がれるなど当該地区における会員その他の顧客に著しい影響を及ぼさないものであること。 ハ 定款の変更がその他の事項に関するものである場合には、定款の変更が必要であると認められ、変更の内容が法、令及びこの命令の規定に違反しないこと。			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) [参考]労働金庫法施行規則第157条第1項及び第2項(標準処理期間) 1か月以内			
期間の制定根拠	—			